

マイケル・ジョーダンの漢字名等が 中国で商標冒認出願された事件

遠藤 誠¹

I はじめに

中国における知財問題の中でも、現在最も注目を集めている問題の一つが、商標権の冒認出願（抜け駆け登録）問題である。例えば、外国企業の商品名や外国の有名人の氏名等が、いつの間にか中国において第三者により先に商標として出願・登録されてしまい、いざ中国に進出しようとする、第三者に出願・登録された商標が足枷となるケースが多発している。

本稿で紹介する事案（以下「本事案」という）は、米国のバスケットボール選手であったマイケル・ジェフリー・ジョーダン（以下「マイケル・ジョーダン」という。なお、本稿では、人名への敬称は省略する）の中国語表記等が、無関係の第三者により商標登録されたため、マイケル・ジョーダンがその取消しを求めたというものである。本事案において、最高人民法院は、第三者が、外国人であるマイケル・ジョーダンの姓の中国語訳「喬丹」²につき、中国国内で長期的かつ幅広い知名度を有することを知りながら、当該中国語訳の商標登録出願をしたことは、マイケル・ジョーダンの先行氏名権の侵害にあたりと判示した。

中国では、後述するとおり、日本の有名人の氏名が第三者により冒認出願・登録される事案が数多く発生している。そこで、本稿では、本事案の概要及び判旨等を紹介することにより、日本の有名人の氏名が第三者により冒認出願・登録された場合にどのような法的対抗手段をとり得るか等についても解説する。

II 本事案の概要

1 書誌的事項

（1）商標評審委員会裁定

商評字 [2014] 第 052424 号

申立人：マイケル・ジョーダン

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ 法律事務所
（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 中国語原文では「喬丹」であるが、便宜上、本稿では「喬丹」の語を用いる。

被申立人：喬丹体育股份有限公司（以下「喬丹公司」という）

裁定日：2014年4月14日

（2）第一審判決

北京市第一中級人民法院（2014）一中行（知）初字第9172号行政判決

原告：マイケル・ジョーダン

被告：国家工商行政管理総局商標評審委員会（以下「商標評審委員会」という）

第三者：喬丹公司

判決日：2014年12月18日

（3）第二審判決

北京市高級人民法院（2015）高行（知）終字第1575号行政判決

上訴人：マイケル・ジョーダン

被上訴人：商標評審委員会

第三者：喬丹公司

判決日：2015年6月18日

（4）再審判決

最高人民法院（2018）最高法行再32号行政判決

再審申立人：マイケル・ジョーダン

被申立人：国家知的財産権局（元の商標評審委員会）

第三者：喬丹公司

判決日：2020年3月4日

（5）関連条文

・商標法（2001年改正）10条1項8号

「以下に列挙する標章は、商標として使用してはならない。…(8) 社会主義道徳・風習に有害であり又はその他の不良な影響を及ぼすもの。」

・商標法（2001年改正）31条（商標法の2013年改正により、「31条」の条文番号は「32条」に変更されたが、条文の内容自体は変更されていない）

「商標登録出願は、他人が現に有する先行権利（中国語では「現有的在先権利」）を侵害してはならず、他人が既に使用し、且つ一定の影響力を有する商標を不正な手段により抜け駆け登録（中国語では「搶先注冊」）してはならない。」

・商標法（2001年改正）41条1項

「既に登録された商標が本法第 10 条、第 11 条、第 12 条の規定に違反し、又は欺瞞的手段若しくはその他の不正な手段により登録を得たときは、商標局は、その登録商標を取り消す（原文は「撤銷」）。その他の単位又は個人は、商標評審委員会にその登録商標の取消裁定を請求することができる。」

・ 商標法（2001 年改正）41 条 2 項

「既に登録された商標が本法第 13 条、第 15 条、第 16 条、第 31 条の規定に違反していたときは、商標登録日から 5 年以内に、商標所有者又は利害関係者は、商標評審委員会に当該登録商標の取消裁定を請求することができる。悪意登録に対しては、馳名商標の所有者は、5 年の期限の制限を受けない。」

・ 民法通則（2009 年改正）99 条 1 項

「公民は、氏名権を有し、自己の氏名を決定し、使用し、及び規定により変更する権利を有し、他人が干渉、盗用又は冒用することを禁止する。」

・ 権利侵害責任法 2 条

「民事権益を侵害した場合、本法に従い、権利侵害責任を負わなければならない。
本法にいう民事権益は、生命権、健康権、氏名権、名誉権、栄誉権、肖像権、プライバシー権、婚姻自主権、後見権、所有権、用益物権、担保物権、著作権、特許権、商標専用権、発見権、持分、相続権等の人身及び財産上の権益を含む。」

（6）出典

再審判決：中国裁判文書網

2 事実関係

（1）マイケル・ジョーダンについて

マイケル・ジョーダンは、米国の元プロ・バスケットボール選手である。NBA のシカゴ・ブルズ等での 15 年間の選手生活の間に、得点王 10 回、年間最多得点 11 回、5 度のシーズン MVP、6 度の NBA ファイナル MVP 受賞等の輝かしい実績を残し、シカゴ・ブルズを 6 度の優勝に導いた。現役時代の背番号 23 はシカゴ・ブルズの永久欠番となっている。2009 年にはバスケットボール殿堂入りを果たした。米国だけでなく、中国を含む世界中で、マイケル・ジョーダンの名は広く知られている。

（2）喬丹公司について

喬丹公司是、2000 年 6 月に福建省晋江市に設立された、スポーツウェアの設計、研究開発、生産及び販売を行う企業である。喬丹公司与、マイケル・ジョーダンとの間には、資本関係や

提携関係は無い。

ちなみに、喬丹公司是、「2019年福建省民营企业ベスト100」に選出される等、中国において相当に有名な企業となっている。

(3) 喬丹公司による商標登録出願

喬丹公司の前身は、「福建省晋江陳埭溪辺日用品二廠」であったが、2000年に正式に会社名を「喬丹体育股份有限公司」に変更した。

2007年4月26日、商標局に対し、図1の商標（以下「係争商標」という）を登録出願した（指定商品は、第25類の「被服、水泳着、靴類、登山靴、帽子、靴下、ベルト、ダンス衣装、ウェディングドレス、アイマスク、滑り止めの履物の底」。番号は第6020578号）。そして、2010年4月21日、係争商標の登録が許可された。

喬丹公司是、設立以来、ジョーダンの中国語名、ピンイン等の商標登録出願を多数、行っている。本事案で問題となった係争商標も、その中の一つである。

図1 係争商標



2012年10月31日、マイケル・ジョーダンは、商標評審委員会に対し、係争商標の取消しを申請した。

3 商標評審委員会裁定

2014年4月14日、商標評審委員会は、「商評字[2014]第052424号」裁定を下し、係争商標の登録を維持した。理由は、以下のとおりである。

①マイケル・ジョーダンが提出した証拠は、当人が中国国内及びバスケットボール業界で比較的の高い知名度を有することを証明できるものである。しかし、係争商標に含まれる文字「喬丹」と、「Michael Jordan」及びその中国語訳「邁克爾・喬丹」との間には一定の差異がある。

また、「Jordan」は、英米圏では一般的な姓であるため、マイケル・ジョーダンとの間に当然の対応関係が存在するとは認めがたい。

②マイケル・ジョーダン及びそのビジネスパートナーであるナイキ社が、マイケル・ジョーダンの氏名及びイメージを宣伝・使用する際に使用しているのは、「Michael Jordan」又は「邁克爾・喬丹」のフルネーム、及びマイケル・ジョーダンがワンハンドダンクをするシルエットの標識（図2）である。当該標識は、ナイキ社が登録商標を有している（番号は第643806号）。

図2 マイケル・ジョーダンがワンハンドダンクをするシルエットの標識



③メディアやナイキ社は、「喬丹」という呼称について、未だに統一的・固定的な使用形態を形成しておらず、係争商標の登録がマイケル・ジョーダンの主張する先行権利である氏名権を侵害しているとは認めがたい。

4 第一審判決

第一審法院は、本件の争点は、係争商標の登録が商標法31条の「他人が現に有する先行権利」（これには、「氏名権」及び「肖像権」等が含まれると、一般に解釈されている）に関する定め及び10条1項8号、41条1項の定め違反するか否かにあるとした上で、以下のとおり判示した。

まず、氏名権について述べる。係争商標の文字部分は米国人の姓の「喬丹」であるが、現に提出されている証拠によっても、「喬丹」という単独の呼称が、マイケル・ジョーダンのことを明確に意味していると証明するには、不十分である。また、係争商標で指定商品とされている被服等と、マイケル・ジョーダンが影響力を有するバスケットボール業界とは差異が大きいため、関連公衆が被服等に使用される係争商標を有名なスポーツ選手であるマイケル・ジョーダンに結び付けることは、困難である。さらに、現に提出されている証拠によっても、係争商標の登録及び使用が、マイケル・ジョーダンの氏名の知名度を不正に利用し、又はその氏名権にその他の影響を与えると証明するには、不十分である。

次に、肖像権について述べる。係争商標の図形部分は、人がバスケットボールをする際のシルエットであり、その姿はマイケル・ジョーダンのある写真に写っている姿と酷似しているが、関連公衆が係争商標にある姿をマイケル・ジョーダンであると認識することを証明するのに十分な証拠は提出されていない。

よって、係争商標の登録は、商標法 31 条の「他人が現に有する先行権利」に関する定め反しない。

その他、係争商標が社会主義道徳・風習に有害であり又はその他の不良な影響を及ぼすこと（10 条 1 項 8 号）や、喬丹会社が欺罔的手段若しくはその他の不正な手段により登録を得たこと（41 条 1 項）を証明する十分な証拠は、提出されていない。

以上の理由により、第一審法院は、商標評審委員会の「商評字 [2014] 第 052424 号」裁定を維持するとの判決を下した。

5 第二審判決

マイケル・ジョーダンは、第一審判決を不服とし、北京市高級人民法院に上訴した。

第二審法院は、商標法 31 条、10 条 1 項 8 号及び 41 条 1 項について、以下のとおり判示した。

(1) 氏名権については、「Michael Jordan」の中国語訳が「邁克爾・喬丹」であるとしても、「Jordan」は米国人の一般的な姓であるため、現に提出されている証拠によっても、「喬丹」が「Michael Jordan」及び「邁克爾・喬丹」を明確に指していることを証明するには、不十分である。

肖像権については、そもそも肖像権は自然人が肖像に基づき享有する人格的利益であり、肖像は人物の主要な容貌の特徴を明確に反映しなければならず、少なくとも社会公衆が普遍的に当該肖像を肖像権者として識別できるほど明確でなければならない。本件では、係争商標の図形部分は人のシルエットであり、人物の容貌の特徴を明確に反映しているとはいえず、関連公衆が係争商標にある姿をマイケル・ジョーダンであるとして識別することは、困難である。

よって、係争商標がその先行氏名権及び肖像権を侵害し、商標法 31 条に違反するとするマイケル・ジョーダンの上訴理由は、成立しない。

(2) 商標出願登録が特定の民事権益のみを侵害する場合については、商標法が、他の救済手段を既に別途規定しているため、商標法 10 条 1 項 8 号に定める「その他の不良な影響を及ぼす」場合として認定すべきではない。本件では、係争商標そのものに「社会主義道徳・風習に有害であり又はその他の不良な影響を及ぼす」という要素は、含まれていない。

(3) 係争商標が、欺罔的手段若しくはその他の不正な手段により登録されたこと（商標法 41 条 1 項）を証明するのに十分な証拠は、提出されていない。

(4) なお、係争商標の使用が関連公衆の混同・誤認を招くか否かは、商標法 10 条 1 項 8 号及び商標法 41 条 1 項の調整範囲には、含まれない。

以上の理由により、第二審法院は、マイケル・ジョーダンの上訴を棄却し、第一審判決を維持した。

6 再審判決

マイケル・ジョーダンは、第二審判決を不服とし、最高人民法院に対し、再審を申し立てた。最高人民法院は、2020年3月4日、以下のとおり判示し、逆転判決を下した。

(1) 本件の争点は、①係争商標の登録がマイケル・ジョーダンの主張する氏名権及び肖像権を侵害し、商標法31条の「他人が現に有する先行権利」に関するために違反するか否か、②係争商標の登録が商標法10条1項8号に定める「社会主義道徳・風習に有害であり又はその他の不良な影響を及ぼす」場合に該当するか否か、③係争商標の登録が商標法41条1項に定める「欺罔的手段若しくはその他の不正な手段により登録を得た」場合に該当するか否かである。

(2) 争点①について

まず、係争商標の登録がマイケル・ジョーダンの氏名権を侵害するか否かについて判断する。

「(2016)最高法行再27号」の判決(筆者注:当該判決の概要については、本稿において後述する)の認定判断によると、「喬丹」は中国では比較的の高い知名度を有し、関連公衆はこれを熟知し、通常、「喬丹」といえば、マイケル・ジョーダンのことを指すといえる。また、「喬丹」とマイケル・ジョーダンとの間には、既に安定した対応関係が形成されている。よって、マイケル・ジョーダンは「喬丹」について、氏名権を有する。本件係争商標の出願日以前から2015年まで、マイケル・ジョーダンは、中国において長らく比較的の高い知名度を有しており、バスケットボール業界に限らず、既に比較的の高い知名度を有する著名人(中国語原文では「公衆人物」となったといえる。

民法通則99条及び権利侵害責任法2条の定めによると、自然人は、法により氏名権を享有する。許可なしに、他人が先行氏名権を有する氏名につき、商標登録出願を行い、関連公衆が当該商標の表示されている商品又は役務と当該自然人との間に宣伝・許可等の特定関係が存在するとの誤認を招きやすい場合は、当該商標の登録は、他人の先行氏名権を侵害し、商標法31条の定め違反するものであると認定しなければならない。本件における係争商標は、上部の図形と、下部の「喬丹」という文字から構成されている。喬丹会社が、マイケル・ジョーダンが中国では長期的かつ幅広い知名度を有することを知りながら、「喬丹」につき商標登録出願を行ったことは、関連公衆が当該商標の表示されている商品又は役務とマイケル・ジョーダンとの間に宣伝・許可等の特定関係が存在するとの誤認を招きやすく、マイケル・ジョーダンの先行氏名権を侵害したといえる。よって、係争商標の登録は商標法31条の定め違反し、商標法41条2項の定めにより取り消さなければならず、国家知的財産権局が係争商標につき再度裁定を下さなければならない。

次に、係争商標の登録がマイケル・ジョーダンの肖像権を侵害するか否かについて判断する。

肖像権及び肖像の性質に基づき、肖像権により保護される「肖像」は、識別可能性を有していなければならない。即ち、その肖像の中に、社会公衆が識別でき、対応する権利主体である特定の自然人の個人的特徴を含まなければならず、それによって、その対応する権利主体を明確に指しているといえることができる。係争商標の図形は、単なる黒い人物シルエットであり、

身体の輪郭以外に、マイケル・ジョーダンに関する個人的特徴は、含まれていない。また、マイケル・ジョーダンは、当該標識に対応する動作そのものについて、その他の合法的な権利を有しておらず、他の自然人も同様又は類似の動作をすることが可能である。当該標識は、識別可能性を有しておらず、マイケル・ジョーダンのことを明確に指しているということとはできない。よって、マイケル・ジョーダンが当該標識につき肖像権を享有するということとはできず、係争商標の登録がその肖像権を侵害するというマイケル・ジョーダンの主張は、支持しない。

(3) 争点②について

係争商標の標識には、中国の政治、経済、文化、宗教、民族等の社会公共の利益及び公共の秩序に消極的な影響を与え得る状況が存在しない。よって、係争商標の登録が商標法 10 条 1 項 8 号に違反するというマイケル・ジョーダンの再審請求理由は、支持しない。

(4) 争点③について

係争商標の登録は、「商標登録秩序を混乱させ、公共の利益を損ない、公共の資源を不正に占有し、又はその他の方式により不正な利益を取得する手段」に該当せず、商標法 41 条 1 項に定める「その他の不正な手段」に該当しない。また、マイケル・ジョーダンは、係争商標の登録が、「欺罔的手段若しくはその他の不正な手段により登録を得たこと」に該当することを証明する証拠を提供していない。よって、係争商標の登録が商標法 41 条 1 項に違反するというマイケル・ジョーダンの再審請求理由は、支持しない。

(5) 以上の理由により、最高人民法院は、商標評審委員会の「商評字 [2014] 第 052424 号」裁定、第一審判決及び第二審判決による事実認定及び法令の適用には誤りがあるため、これらを取り消し、係争商標については国家知的財産権局（元の商標評審委員会）が改めて再審査裁定を行うよう判決を下した。

7 本事案の位置付け

本事案における係争商標は、図形と文字の二つの部分から構成されているが、その図形部分については、既に最高人民法院が、(2015)知行字第 283 号、(2015)知行字第 298 号、(2015)知行字第 332 号の各行政訴訟事件判決において、「肖像権侵害に該当せず、適法である」との判断を下していた。他方、「喬丹」の文字部分については、既に最高人民法院が、(2016)最高法行再 15 号、26 号、27 号の行政訴訟事件判決において、「氏名権侵害に該当し、違法である」との判断を下していた。本事案は、その両者を組み合わせた係争商標に対し、最高人民法院が、上記各判決の判断に従い、「肖像権侵害には該当しないが、氏名権侵害に該当し、違法である」との判断を下したものである。

Ⅲ マイケル・ジョーダンと喬丹公司の他の関連事案における判決

本事案のほかにも、マイケル・ジョーダンと喬丹公司との間には、従来から、マイケル・ジ

ヨーダン v. 商標評審委員会、喬丹公司の商標争議行政紛争事件が多数存在していた。

その中でも、2016年12月8日に、最高人民法院が、10件の行政訴訟事件につき再審判決を下したことが注目される。これらの再審判決の対象となった商標は、「喬丹」、ピンイン「QIAODAN」、ピンイン「qiaodan」と図形の組合せ商標であった。以下、それらの再審判決を2つのグループに分けて、簡単に紹介する。

1 「喬丹」商標についての再審判決

「喬丹」商標についての再審判決は、(2016)最高法行再15、26、27の3件であった。係争商標の出願登録番号は、第4152827号、第6020565号、第6020569号である。

これら3件の判決では、「喬丹」商標がマイケル・ジョーダンの先行氏名権を侵害するものとの判断が下された。

最高人民法院は、(2016)最高法行再27号行政判決において、自然人がその特定名称に基づき氏名権を主張する場合、①当該特定名称が中国において一定の知名度を有し、関連公衆に熟知されていること、②関連公衆が当該特定名称を用いてその自然人のことを指し示していると認識していること、③当該特定名称と当該自然人との間に既に「安定した対応関係」（中国語原文では「稳定的对应关系」）が形成されていることという3つの要件が考慮されると判示した。そして、「喬丹」の文字部分については、「氏名権侵害に該当し、違法である」との判断を下した。

この(2016)最高法行再27号の行政訴訟事件判決は、2019年12月24日に、最高人民法院が「指導性案例113号」として公表したものである。

2 ピンイン「QIAODAN」、ピンイン「qiaodan」と図形の組合せ商標についての再審判決

ピンイン「QIAODAN」についての再審判決は、(2016)最高法行再20、29、30、31の4件であった。係争商標の出願登録番号は、第6020566号、第6020568号、第6020571号、第6020575号である。

図3 ピンイン「QIAODAN」商標



ピンイン「qiaodan」と図形の組合せ商標についての再審判決は、(2016)最高法行再25、28、

32 の 3 件であった。係争商標の出願登録番号は、第 9286585 号、第 9292824 号、第 9292836 号である。

図 4 ピンイン「qiaodan」と図形の組合せ商標



これら計 7 件の判決では、それら商標の登録はマイケル・ジョーダンの先行氏名権を侵害していないとの判断が下された。理由は、以下のとおりである。

①「QIAODAN」及び「qiaodan」は「喬丹」のピンインである。法院に提出された中国国内の新聞、刊行物、ウェブサイトに掲載されている文章、書籍等の証拠は、マイケル・ジョーダン及び「喬丹」が中国において長期間にわたる広範な知名度を有することを証明することができる。しかし、関連公衆が「QIAODAN」及び「qiaodan」によりマイケル・ジョーダンを指し示すと認識すること、「QIAODAN」及び「qiaodan」とマイケル・ジョーダンとの間で既に「安定した対応関係」を形成していることを証明できていない。よって、マイケル・ジョーダンはピンイン「QIAODAN」及び「qiaodan」について先行氏名権を有しない。

②係争商標は公共利益及び公共秩序を損なわず、商標法 10 条 1 項 8 号に規定する「社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼすもの」に該当しない。

③係争商標の登録は、商標登録の秩序を乱したり、公共利益を損なったり、不正に公共財を占有したり又はその他の方法をもって不正な利益を図ったりする行為でないため、商標法 41 条 1 項に規定した「その他の不正な手段」に該当しない。

IV 本事案及び関連事案についての私見

1 判決の整理

前述した本事案及び関連事案についての最高人民法院の判決は、以下のように整理することができる。

- ・「喬丹」商標を第三者が登録出願することは、マイケル・ジョーダンの氏名権を侵害する。
- ・「QIAODAN」・「qiaodan」商標を第三者が登録出願することは、マイケル・ジョーダンの氏名権を侵害しない。
- ・係争商標の図形部分（人のシルエット）は、マイケル・ジョーダンの肖像権を侵害しない。

2 「唯一の対応関係」を要求する従来の見解

従前の中国では、氏名権を主張して冒認商標の取消しを求めるためには、第三者により登録出願された商標と、氏名権を主張する者との間に、「唯一の対応関係」が形成されていなければならないという見解が有力であった。この見解によれば、「喬丹」は、米国人の一般的な姓である「Jordan」の当て字であり、「喬丹」がマイケル・ジョーダンのみを指し示すとは言い切れず、「唯一の対応関係」が形成されているとはいえないという結論となろう。

しかし、「唯一の対応関係」を厳格に要求することは、実際的ではない。例えば、同姓同名の人物が存在すれば、理論上、「唯一の対応関係」は存在しないからである。また、現実社会においては、有名人は、本名だけでなく、芸名、ペンネーム、あだ名等と呼ばれることが多く、この場合も、「唯一の対応関係」が成立しないことが多い。さらにいえば、漢字の氏名を有する中国人であればまだしも、マイケル・ジョーダンのように漢字の氏名を持たない欧米人にとって、漢字は当て字にすぎず、「唯一の対応関係」を要求することは酷に過ぎる。

このように考えると、「唯一の対応関係」を要求する見解は、実態に合致せず、妥当でない。

3 「安定した対応関係」で足りるとする判例の見解

本事案及び関連事案についての最高人民法院の判決も述べているとおり、氏名権の対象である名称が中国で一定の知名度を有しており、関連公衆によく知られていることを要件とした上で、第三者により登録出願された商標と、氏名権を主張する者との間に、「安定した対応関係」が形成されていれば足りるとするのが妥当であろう。

問題は、具体的にどのような場合に、「安定した対応関係」が形成されたといえるのか、ということである。

(1) 「喬丹」とマイケル・ジョーダンとの間には、「安定した対応関係」が形成されたといえるか

マイケル・ジョーダンは中国を含む世界中で著名であり、中国では、中国語の当て字である「邁克爾・喬丹」という名で広く知られている。「Jordan」（喬丹）という姓の外国人で、マイケル・ジョーダンほど中国で著名な人物はおらず、中国で「喬丹」と言えば、通常は、マイケル・ジョーダンを指し示すといえる。とくに本事案における係争商標の場合は、「喬丹」とバスケットボールをする人のシルエットの結合商標となっていることから、係争商標を見た者は、通常、ここにいう「喬丹」はマイケル・ジョーダンを指し示すと思うであろう。

以上のことから、「喬丹」とマイケル・ジョーダンとの間には、「安定した対応関係」が形成

されたといえると考える。

(2) 「QIAODAN」・「qiaodan」とマイケル・ジョーダンとの間には、「安定した対応関係」が形成されたといえるか

「QIAODAN」・「qiaodan」はピンインであり、いわば「振り仮名」のようなものである。しかも、中国語では、ピンインには4種類の声調が付され、それぞれの声調に従って、漢字も異なる。「喬丹」→「QIAODAN」・「qiaodan」という論理の流れは正しいが、「QIAODAN」・「qiaodan」→「喬丹」という論理の流れは正しいとは限らない。「QIAODAN」・「qiaodan」というピンインとなる漢字の組合せは、他にも考えられるからである。

しかし、中国の検索サイトである「百度」(Baidu)において、「qiaodan」・「qiao dan」という語を検索してみると、検索結果として出て来るのは、ほとんど全て、マイケル・ジョーダンの情報や画像等である。つまり、論理的には、前述したとおり、「QIAODAN」・「qiaodan」→「喬丹」という論理の流れは正しいとは限らず、「QIAODAN」・「qiaodan」というピンインとなる漢字の組合せは、他にも考えられるのであるが、実際上は、「QIAODAN」・「qiaodan」といえば、やはり、通常は、マイケル・ジョーダンを指し示すといえるのである。

このように考えると、「QIAODAN」・「qiaodan」とマイケル・ジョーダンとの間には、「安定した対応関係」が形成されたといつてよいように思われる。もちろん、訴訟においては、「百度」(Baidu)での検索結果だけで勝敗が決せられるのではなく、中国の消費者のアンケート調査や、中国で実際に「QIAODAN」・「qiaodan」というブランドを使用した商品やサービスがどの程度存在したか等に関する証拠も必要となろう。

(3) 係争商標の図形部分(人のシルエット)とマイケル・ジョーダンとの間には、「安定した対応関係」が形成されたといえるか

肖像権についても、基本的には、氏名権について前述したのと同様に考えることができよう。例えば、マイケル・ジョーダンの顔の写真やイラストを第三者が商標として登録出願した場合は、明らかに「安定した対応関係」が形成されたといつてよい。しかし、係争商標の図形部分(人のシルエット)のような場合は、微妙な判断を要する。例えば、マイケル・ジョーダンの有名なポーズのシルエットであり、当該シルエットを見た中国の公衆が、直ちにそれがマイケル・ジョーダンを指し示すといえるような場合であれば、「安定した対応関係」が形成されたといつてよいであろう。しかし、単にバスケットボールをしている人のシルエットであるというだけの場合は、当該シルエットが直ちにマイケル・ジョーダンを指し示すとはいえず、「安定した対応関係」が形成されたとはいえないであろう。

しかしながら、係争商標の図形部分(人のシルエット)については、明らかにマイケル・ジョーダンを指し示し、「安定した対応関係」が形成されたといつてよいと考える。なぜなら、係争商標は「喬丹」と図形部分(人のシルエット)の結合商標であり、「喬丹」とマイケル・ジョーダンとの間には、「安定した対応関係」が形成されたといえる以上、係争商標に含まれる図形

部分（人のシルエット）は、明らかにマイケル・ジョーダンを指し示しているといえるからである。

V 氏名権を理由とする商標法 32 条（2013 年改正前は 31 条）の適用基準に関する規定

氏名権を理由とする商標法 32 条（2013 年改正前は 31 条）の適用基準については、最近の新しい規定が公布されているので、ここで紹介しておく。

1 元の国家工商行政管理総局（現在の国家知的財産権局）による「商標審理基準」

元の国家工商行政管理総局（現在の国家知的財産権局）が公布した「商標審理基準」（2016 年 12 月改正）は、「四」の「2.4 氏名権」において、以下のことを規定している。

2.4.1 許諾を経ないで、他人の氏名の商標登録を出願し、他人の氏名権に損害をもたらすおそれがあるときは、係争商標を登録せず、又は無効宣告するものとする。

2.4.2 適用の条件

- (1) 関連公衆の認識において、係争商標の文字が当該氏名権者を指し示すこと
- (2) 係争商標の登録が、他人の氏名権に損害をもたらすおそれがあること

2.4.3 他人の氏名には、本名、ペンネーム、芸名、別名等が含まれる。

「他人」とは、異議、拒絶不服審査又は無効宣告申請の提出の時に、存名であった自然人をいう。

2.4.4 係争商標が他人の氏名権を侵害するかを認定するときは、関連公衆が容易に、係争商標がその登録使用商品に氏名権者を指し示し、又は氏名権者との対応関係が形成することができることを前提とすべきであって、係争商標と他人の氏名が完全に同一である場合を含むほか、係争商標と他人の氏名が文字構成で異なるところがあるものの、他人の主な氏名の特徴が反映されており、関連公衆の認識では当該氏名権者を指し示している場合も含む。

許諾を経ないで、有名人（中国語原文では「公衆人物」）の氏名を用いて商標登録出願を行い、又は明らかに他人の氏名であることを知りながら、他人の利益を害する目的で商標登録出願を行った場合、他人の氏名権に対する侵害にあたり認定しなければならない。

2.4.5 係争商標の登録出願人は、その主張する、氏名権者の許諾を受けたという事実について、挙証責任を負わなければならない。

係争商標の登録出願日より前に、氏名権者が許諾を撤回したのに、氏名権者が使用を許諾した商品・役務の範囲を超えて商標登録出願を行った場合、氏名権者が明確に使用を許諾し

ていない商品・役務の商標登録出願については、許諾を経していないものとみなす。

2.4.6 氏名を用いて商標登録出願を行うことにより、公衆を誤導し、公序良俗に反し、又はその他の不良な影響がある場合には、商標法第10条第1項第7号・第8号の規定により、審査を行う。

2 最高人民法院による「商標権の付与・権利確定に関する行政事件の審理における若干問題についての意見」

最高人民法院による「商標権の付与・権利確定に関する行政事件の審理における若干問題についての意見」(2017年3月1日施行)20条は、以下のとおり規定している。本条2項には、「安定した対応関係」という文言がみられる。

第20条 当事者が係争商標はその氏名権を侵害していると主張する場合、もし関連公衆が当該商標標識は当該自然人を指すものと認識し、当該商標を有する商品に当該自然人が許可を与え又は当該自然人との間に特定の関係が存在するものと容易に認識させるときは、人民法院は、当該商標は当該自然人の氏名権を侵害していると認定しなければならない。

当事者がそのペンネーム、芸名、翻訳名等の特定名称をもって氏名権を主張する場合、当該特定名称が一定の知名度を有しており、当該自然人と安定した対応関係が確立されていることにより、関連公衆はそれが当該自然人を指すものと認識するとき、人民法院は、これを支持する。

3 北京市高級人民法院による「商標の権利付与・権利確定の行政事件審理指南」

北京市高級人民法院による「商標の権利付与・権利確定の行政事件審理指南」(2019年4月24日発布)は、以下のとおり規定している。16.13及び16.14には、「対応関係」という文言がみられる。

16.12 【氏名権保護の具体的利益】

当事者が係争商標の登録出願はその先行氏名権に損害を与えると主張する場合、一般的に、係争商標出願人が明らかにその氏名を知り、盗用・冒用等の手段によって商標を登録出願したことを立証しなければならない。

関連公衆が容易に、係争商標の商品及び当該自然人との間に許諾等の特定の関係があると認識する場合、商標法第32条に定める状況に該当すると認定することができる。

16.13 【氏名の範囲】

氏名には、戸籍登記に使用する氏名を含み、また、別名、ペンネーム、芸名、雅号、あだ

名等も含む。

特定の自然人との間に対応関係を生じさせる主体的な識別符号は、当該自然人の氏名とみなすことができる。

16.14 【自然人の名声が氏名権に与える影響】

自然人の名声は、その氏名権を保護する前提にはならないが、関連公衆がある一つの氏名を特定の自然人に対応関係付けるか否かを認定する考慮要素とすることができる。

16.19 【「商品化権」認定の制限】

当事者が主張する「商品化権」の内容は、氏名権、肖像権、著作権、一定の影響のある商品（役務）名称等の法律が明確に定めた権利又は利益として保護することができる場合、当事者が主張する「商品化権」について認定すべきではない。

商標法第32条の「先行権利」以外のその他の具体的条項に基づき、当事者を救済するに足りず、且つ前項に定められた状況に基づいて保護することができない場合、特定条件に合致するとき、当事者の主張に基づき商標法第32条の「先行権利」を適用し保護することができる。但し、一般的には不正競争防止法第6条の規定に基づき認定しなければならない。

VI 日本の有名人の氏名の第三者による商標登録出願

本稿では、マイケル・ジョーダンの氏名権等に関する商標行政紛争事案を解説・検討してきたわけであるが、氏名権が侵害されるリスクは、欧米の有名人だけでなく、日本の有名人にも同様に存在する。

日本企業にとっても、日本企業の著名な経営者の氏名が中国で冒認出願される可能性は十分あるし、日本の有名人を企業や商品の宣伝広告等に起用していることが多いことから、日本の有名人の氏名が第三者により冒認出願されるリスクは、決して他人事ではない。

そこで、以下、日本の有名人の氏名が第三者により商標登録出願されるケースについて述べることにする。

1 日本の有名人の氏名が第三者により商標登録出願された事例

日本の有名人の氏名と同一の名称が、第三者により商標登録出願された事例は、極めて多数にのぼる。例えば、「山口百恵」（指定商品は被服等、番号は第3965705号）、「福原愛」（指定商品はコンドーム等、番号は第5109830号）、「羽生結弦」（指定商品はシャンプー等、番号は第29383836号）、「木村拓哉」（指定商品は靴下等、番号は第1303522号）、「新垣結衣」（指定商品は衣服等、番号は第8820684号）、「松本潤」（指定商品は台所用電気機器等、番号は第44725587号）、「桜井翔」（指定商品は体重計等、番号は第36232689号）等がある（順不同）。

もちろん、第三者が、日本の有名人からの委託又は許諾を受けて当該氏名を商標として登録

出願したのであれば、それは冒認出願には該当しない。また、第三者が創作した造語は、結果的に、日本の有名人の氏名と同じ名称になってしまったような場合も、冒認出願には該当しない。前述した多数の事例についても、必ずしも冒認出願であるとは断定できないことに、ご留意いただきたい。

2 冒認商標登録された場合の悪影響

日本の有名人の氏名が中国で第三者により冒認商標登録されてしまうと、当該人物等にとって、以下のような悪影響が生じる可能性がある。

①その氏名の商標を用いて日本から中国に製品を輸出し、又は中国で製造・販売等を行うとする場合（商標を「商品の装飾」に用いる場合を含む）、商標権侵害であるとして訴えられる可能性がある。

②その氏名の商標により中国の第三者に製品を製造・販売等されると、中国の消費者が、当該人物あるいは日本との強い関連があるものと誤解するおそれがある。

③その氏名の商標により粗悪品を製造・販売等されると、その氏名のイメージ、ひいては日本のイメージが悪化する。

④その氏名の商標を当該人物等が出願しても、登録が認められなくなる可能性がある。

以上の①乃至④は、指定商品・役務の内容によっては、当該人物にとって、特に大きな悪影響が生じる可能性がある。即ち、コンドーム等のような指定商品・役務で商標登録されること（例えば、「福原愛」商標がコンドーム等の指定商品・役務で商標登録される場合）は、上記③の悪影響が大きくなるであろうし、当該人物が携わる業種と関係のある分類（例えば、「福原愛」商標が卓球ラケットやピンポン球等の指定商品で商標登録される場合）は、上記①②④の悪影響が大きくなるであろう。

3 対策の必要性の検討

日本の有名人の氏名が中国で第三者により商標登録されてしまうことは、指定商品・役務の内容によっては、当該人物にとって、前記①乃至④の影響が大きなものとなる可能性があり、何らかの対策をとる必要性が高いことが多いであろう。

もちろん、日本の有名人の氏名が中国で第三者により商標登録されてしまったとしても、本人が自己の氏名を、氏名として名乗ること自体は、商標権侵害にはならない。しかし、商品・役務の名称やその一部に、自己の氏名を使用すると、商標権侵害が成立する可能性（少なくとも、商標権侵害を理由に訴えられる可能性）があると考えられる。

また、上記①乃至④について、氏名と指定商品・役務の結び付きをどこまで重視するか、言い換えると、その氏名をどの指定商品・役務の範囲で守りたいと考えるか、ということをよく検討することが重要である。例えば、「福原愛」という名前について、コンドーム、卓球ラケットやピンポン球というような指定商品との関連では上記①乃至④の影響は極めて大きいと考えられるであろうが、その他の指定商品・役務での冒認出願がなされた場合、その全てについて

異議申立や取消裁定申立をするのかどうか、第三者より先に商標登録の出願をする場合においても全ての指定商品・役務で出願するのか等の点を、諸事情に鑑み、よく検討することが必要である。

また、外国では有名な人物の氏名であっても、必ずしも、中国でも有名であるとは限らず、その氏名が、「有名人の氏名」とは認識されない可能性もある。この場合、異議申立や無効審判申立が認められない可能性があるため、申立前によく検討する必要がある。

4 事前的対策

日本の有名人の氏名を、中国で第三者より先に商標出願・登録することが、何よりも重要である。氏名を商標として使用して中国ですでに事業展開を開始している場合はもちろん、そうでなくても、将来において中国での事業展開を想定しているのであれば、日本での商標出願と合わせて中国での商標出願を行うことが必要である。日本の事業展開の状況を見ながら中国での対応を検討するという選択肢もコストとの兼ね合いであり得ないわけではないが、外国の情報はインターネット等を通じてすぐに中国に伝わる現在の状況に鑑みると、日本での事業展開と合わせてグローバルなブランド戦略を立て、適時に必要な商標出願を行う体制を整備しておくことが望まれる。

一般的には、できるだけ多くの商標について、また、多くの指定商品・役務について、商標の登録出願手続をすることが望ましいといえる。中国で事業展開する予定のある指定商品・役務で出願するだけでなく、被服、履物、日用品など、冒認出願をした第三者が比較的容易に製造して当該商標を使用し得る商品・役務についても、指定商品・役務として出願しておくことが望まれる。

しかし、指定商品・役務が多くなればなるほど費用が高くなるし、商標管理を行う必要もある（例えば、登録後3年間継続して使用していない場合、商標法49条2項に基づき、取消請求を申し立てられる可能性がある）ので、出願の必要性等について十分検討することが必要である。

5 事後的対策

事後的対策としては、冒認出願に対する異議申立又は無効宣告申請を行うことが挙げられる。その際の法的根拠としては、さまざまな規定があり得る（本事案及び関連事案が発生した当時よりも、現在の方が、法的根拠として使うことのできる規定が増加している）。即ち、商標法32条はもちろんとして、商標法4条1項、商標法10条1項7号・8号、商標法44条1項等である（事案によっては、他にも、法的根拠として使うことのできる規定がある）。とくに氏名権を理由に商標法32条を主張しようとする場合には、本稿で紹介した本事案及び関連事案を参考にしていきたい。

VII おわりに

本事案及び関連事案からの教訓としては、外国の有名人の漢字による表記は、比較的、保護を受けやすいが、ピンインは、保護されにくいということである。マイケル・ジョーダンは、中国の公衆にとっては、「Jordan」や「QIAODAN」・「qiaodan」よりも、「喬丹」という名称で、広く知られているのである。中国におけるブランド展開にあたっては、やはり、漢字が重要であるということ、あらためて強く認識させられる。

日本の有名人の氏名、日本企業の企業名称、商品名等は、(漢字ではなく、)カタカナ、ひらがな、又はアルファベットである場合が少なくないが、中国でのビジネス展開を考えると、中国の消費者に受け入れられやすい漢字の名称を創作し、且つ、それを商標登録出願しておくことが肝要である。

※ 初出：「知財管理 Vol.70, No.12」(日本知的財産協会、2020年、原題は「海外注目判決：No.54〔中国〕マイケル・ジョーダンの中国語名の商標登録が氏名権を侵害するとされた事案」) 1795頁以下。最終修正 2021年1月31日。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。